

曾於市共同募金委員会助成要綱

(目的)

第1条 この要綱は、共同募金を財源に、誰もが住みなれた地域で安心して暮らすことができる福祉のまちづくりを推進するため、地域福祉活動に取り組む福祉団体やボランティアグループ等を支援することを目的とし、曾於市共同募金委員会（以下「本会」という）が行う助成の基準及び手続きについて定めるものとする。

(助成対象団体)

第2条 助成対象団体は、曾於市内で活動する社会福祉法人、特定非営利活動法人、校区社会福祉協議会（以下「校区社協」という）や自治会等の地域団体、福祉団体及びボランティア団体で、次のいずれにも該当しないこと

- (1) 宗教活動や政治活動を目的とする団体
- (2) 特定の公職者（候補者を含む）または政党を推薦・支持・反対することを目的とする団体
- (3) 暴力団または暴力団員の統制下にある団体
- (4) 別に共同募金配分金による補助を受けている団体

(助成事業年度)

第3条 助成事業は、募金事業を行った翌年度とする。

(助成対象事業)

第4条 助成対象事業は、次のとおりとする。

- (1) 社会福祉法人、特定非営利活動法人が行う地域福祉推進事業
- (2) 校区社会福祉協議会や自治会等が行う小地域での福祉推進のための活動
- (3) 地域福祉推進を目的とした福祉団体やボランティア団体等の活動

(助成対象の欠格要件)

第5条 前条に掲げる事業であっても次の各号に該当する事業は助成対象としない。

- (1) 国又は地方公共団体が経営し、またその責任に属するとみなされる事業
- (2) 設立後1年を経過しない団体の事業。ただし、特に必要性が認められる場合はこの限りではない。
- (3) 構成員の互助共済を主たる目的とする事業等、活動の対象が一般に開放されず限定されており、社会福祉の性格の明らかでない事業
- (4) 当該活動が、政治、宗教、組合等の運営のための手段として行われるもの
- (5) その名称の如何にかかわらず、営利のために行っているとみなされるもの
- (6) 介護保険事業
- (7) 借入金の返済・負債整理の事業
- (8) 土地の購入、造成事業
- (9) 助成決定前に既に購入又は実施している事業
- (10) 助成による効果が期待できない事業
- (11) 同一事業で他の補助金と重複しているもの及び他の財源をもって実施することが適当と認められる事業
- (12) その他、本会の審査委員会において本会の助成趣旨に反すると認められたもの。

(対象経費)

第6条 助成において対象となる経費は、事業を実施するにあたり直接必要となる経費とし、団体の管理、運営費は対象外とする。

(助成申請)

第7条 助成を受けようとするものは、本会が定める期日までに、助成金申請書(様式第1号)に必要な書類を添付し、本会に提出しなければならない。

(審査)

第8条 会長は、前条の助成申請があったときは、必要に応じて調査を行い、審査委員会における助成の可否等の審査を経て決定する。

(助成の決定)

第9条 団体への助成の決定は、本会から助成金交付決定通知書(様式第5号)にて通知するものとする。

(助成事業の変更)

第10条 助成決定後、本会が指定した事業について、やむを得ない事情により変更の必要が生じたときは、事前に変更申請書(様式6号)を提出し、本会の許可を得なければならない。

2 前条の許可については、原則として会長の決裁により行うものとするが、会長が必要があると認めたときは、運営委員会に諮ったうえ許可するものとする。

3 会長は、変更を許可した場合は、変更許可通知書(様式第7号)にて団体へ通知するものとする。

(使途の周知)

第11条 助成を受ける団体は、事業の実施に当たって、助成金の使途に関し、以下の事項に注意して広く住民に周知することとする。

(1) 関係者を始め、参加者にも助成事業であることを広く伝えること。

(2) 会報、広報紙、募集チラシには、必ず共同募金助成事業と明記し、使途も寄附者にできるだけわかりやすく明示すること。

(3) 助成金を受けて備品や資材を購入した場合は、よく見える場所に共同募金助成事業と明記すること。

(4) 助成を受けた団体は、募金活動にも積極的に協力するよう努める。

(事業報告)

第12条 助成を受けた団体は、事業完了後速やかに事業完了報告書(様式第8号)を必要な書類及び支出を証明する書類を添付して、本会に提出しなければならない。

(監査)

第13条 助成を受けた団体は、本会から要求があった場合、必要な記録及び諸帳簿を提示し、使途の調査を拒むことはできない。

(助成金の取消)

第14条 本会は、助成を受ける団体が次の各号に該当する場合は、助成金交付決定を取り消し、助成金の全部または一部を返還させることができる。

(1) 助成決定後、事業を一部休止または廃止したもの

(2) 助成金を指定された事業以外に使用したとき

(3) 事実と相違した助成申請または使途報告を行ったとき

(4) 経理状況が極めて不良と認めたもの

(5) その他、本会の指示に従わずまたは本会が不相当と認めた場合

附則

本要綱は、平成25年1月18日から施行する。

附則

本要綱は、平成26年12月3日から施行する。